

# 幼児教育・保育の 無償化が始まります

問合せ／子育て支援課 (979-8128)

子育て世代を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、3歳児～5歳児の全ての子ども  
の幼稚園、保育所、認定こども園などの利用料が10月1日（火）から無償化されます。

また、0歳児～2歳児の子どもについても、非課税世帯を対象として無償化されます。

## 無償化の対象

### ① 3歳児～5歳児（小学校入学前）の全ての子ども

幼稚園および認定こども園の幼稚園部分は満3歳（3歳になった日）から対象、それ以外の施設は3歳になった後の最初の4月から対象となります。

### ② 0歳児～2歳児の住民税非課税世帯の子ども

課税世帯であっても、現行制度は継続するため、同時に保育所などを利用する子どもがいる世帯は、2人目は半額、3人目以降は無償となります（※）。

保育料の基準に定める子どもの年齢は入所年度の4月1日時点の年齢とします。

〈年収360万円未満相当世帯の保育料〉

※年収360万円未満相当の世帯は第1子の年齢は問わず、保育料は右の区分のとおりとなります。

2人親世帯	第2子の保育料 → 半額 第3子以降の保育料 → 無料
ひとり親世帯 在宅障害児（者）のいる世帯	第1子の保育料 → 半額 第2子以降の保育料 → 無料

## 内容

### ① 無償となるもの

対象施設の利用料（一部は上限があります）。新制度未移行の幼稚園や預かり保育、認可外の保育施設などは子育て支援課へ申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

### ② 無償とならないもの

通園送迎費、食材料費、教材費など実費で徴収する費用は対象外となります。

また、これらの金額は各園によって異なります。

## 対照表

施設	無償化概要	備考
① 幼稚園（新制度） 保育所 認定こども園	<b>無償</b>	○地域型保育（小規模保育事業所）、企業主導型保育（標準的な保育料）、特別支援学校幼稚園も対象施設です。
② 幼稚園（新制度未移行）	月額 <b>25,700円</b> を上限に <b>無償</b>	○無償化の対象となるには子育て支援課へ申請が必要です。
③ 幼稚園預かり保育	月額 <b>11,300円</b> を上限に <b>無償</b>	○無償化の対象となるには子育て支援課へ申請が必要です。
④ 認可外保育施設 一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポートセンター事業など	【3歳児～5歳児】 月額 <b>37,000円</b> を上限に <b>無償</b> 【0歳児～2歳児】 月額 <b>42,000円</b> を上限に <b>無償</b>	○無償化の対象となるには子育て支援課へ申請が必要です。 ○複数のサービスを組み合わせて利用する場合も同額の範囲内で無償化の対象となります。
⑤ 児童発達支援施設 医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設など	障害児の発達支援を行う通所施設や通所サービスの利用料 <b>無償</b>	

※町内の幼稚園・保育園（春光幼稚園、丹那幼稚園、二葉幼稚園、間宮幼稚園、みのり幼稚園、自由ヶ丘幼稚園、西部保育園、若葉保育園、ひまわり保育園、函南さくら保育園、仁田マーガレット保育園）は全て①に該当します。

